エイズ・性感染症WG検討方針

~性感染症に関する検討~

1. 検討の必要性

- ・ 平成12年2月に、「性感染症に関する特定感染症予防指針」が策定された。本指針については、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものとされており、最近の性感染症の発生動向の変化を踏まえ、必要な改正を行うものである。
- ・ また、平成18年1月からの感染症発生動向調査システムの見直しを控え、感染症法 の対象疾患のすべてについて、その届出基準、届出様式及び定点報告の在り方につい て、「感染症技術WG」での検討が始まっているが、本WGにおいても、必要な検討を 加える。

2. 検討の範囲

- ・ 性感染症に関する特定感染症予防指針(平成12年2月 厚生省告示第15号)の改正
- ・ 性感染症に対する発生動向調査の見直し(届出基準、届出様式、定点報告の在り方など)

3. 検討材料

- ・ 平成16年度「性感染症の効果的な蔓延防止に関する研究班」(主任研究者:小野寺昭 ー 東京慈恵会医科大学教授)⇒小野寺委員、白井委員からの報告
- ・ 平成15年度「効果的な感染症発生動向調査のための国及び県の発生動向調査の方法 論の開発に関する研究班」(主任研究者:谷口清洲 国立感染症研究所感染症情報セン ター室長)⇒事務局からの報告

4. 性感染症特定指針の改正方針(案)

○見直しの視点

- ・5年間に蓄積された厚生科学研究等の研究成果により、科学的知見に基づいた改正を行 う。
- ・都道府県等に対する性感染症対策アンケートに基づき、施策が遅れている部分をより強 化するような内容とする。
- ・小野寺班の調査として行われている無症候性STIに関する研究の成果を踏まえ、今後 の対応策を盛り込む。
- ・性感染症の蔓延防止のために必要な施策を重点化し、総花的な記載を改める。

○見直しに当たっての個別の論点

①前文

(第1段落)

性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖形コンジローム、梅毒及び 淋菌感染症(以下「性感染症」という。)は、性的接触を介して感染するとの特質を共通 に有し性的接触により誰もが感染する可能性がある感染症であり、生殖年齢にある男女 を中心とした大きな健康問題の一つである。性感染症は、感染しても無症状であること が多く、また、尿道炎、帯下の増量、皮膚粘膜症状等の比較的軽い症状にとどまる場合 もあるため、感染した者が、治療を怠りやすいという特性を有する。このため、不妊等 の後遺障害や生殖器がんが発生し、又は後天性免疫不全症候群に感染しやすくなる等性 感染症の疾患ごとに発生する様々な重篤な合併症をもたらすことが問題点として指摘 されている。特に、生殖年齢にある女性が性感染症に罹患した場合には、母子感染によ る次世代への影響があり得ることも問題点として指摘されている。

【必要な改正事項】

- (1) 省令改正に伴う見直し(尖形コンジローム→尖圭コンジローマ)
- (2) この記載は、最近の小野寺班の研究により、更新する必要はないか。

(第2段落)

また、性感染症は、患者等(患者及び無症状病原体保有者をいう。以下同じ。)が、自覚症状がある場合でも医療機関に受診しないことがあるため、感染の実態を把握することが困難であり、感染の実態を過小評価してしまうおそれがあること、また、性的な接触を介して感染するため、個人情報の保護への配慮が特に必要であること等の特徴を有することから、公衆衛生対策上、特別な配慮が必要な疾患である。

【論点】

(1) この記載は、性感染症と他の感染症の違いを適切に述べているか。

(第3段落)

さらに、性感染症を取り巻く近年の状況としては、十代の半ばごろから二十代前半にかけての年齢層(以下「若年層」という。)における発生の増加が報告されていること、低用量経口避妊薬の使用が性感染症の増加の要因になるとの懸念が指摘されていること等が挙げられることから、これらを踏まえた上で、性感染症対策を進めていくことが重要である。

- (1) 発生が増加している年代は、現在の動向に合致しているか。
- (2) 低用量経口避妊薬(いわゆる低用量ピル)の使用による性感染症の増加は懸念されているか。

(第4段落)

性感染症は、正しい知識とそれに基づく個人の注意深い行動により予防することが可能であり、早期発見及び早期治療により治癒又は重症化の防止が可能な疾患である。このため、性感染症に対する予防対策としては、感染の可能性がある者への普及啓発が最も重要である。特に、近年増加が報告されている若年層を対象とした普及啓発を予防対策の中心とする必要があるため、学校等におけるいわゆる性教育と積極的に連携していく必要がある。また、正しい知識の普及等の対策について、本指針に基づく対策と後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(平成十一年十月厚生省告示第二百十七号)に基づく対策との連携を図ることが必要である。

【論点】

- (1) 普及啓発が現在も最も重要か。
- (2) 性教育との「連携」なのか、「一体的推進」なのか。
- (3)後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(いわゆるエイズ予防指針)と の「連携」か、「統合」か。

(第5段落)

本指針は、このような認識の下に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「法」という。)の施行に伴う性病予防法(昭和二十三年法律第百六十七号)の廃止後も、総合的に予防のための施策を推進する必要がある性感染症について、国、地方公共団体、医療関係者、民間団体等が連携して取り組んでいくべき課題について、発生の予防及びまん延の防止、良質かつ適切な医療の提供、正しい知識の普及等の観点から新たな取組の方向性を示すことを目的とする。

【論点】

(1)連携する主体の例示として、「国、地方公共団体、医療関係者、民間団体」が適切か。

(第6段落)

また、本指針の対象である性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖形 コンジローム、梅毒及び淋菌感染症のほかにも、性的接触を介して感染することがある 感染症は、後天性免疫不全症候群を含め多数あることに留意する必要があり、本指針に 基づく予防対策は、これらの感染症の抑制にも資するものと期待される。

【論点】

(1) 感染症法に位置づけられていない性感染症を例示として掲げる必要はないか。

(第7段落)

なお、本指針については、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めると きは、これを変更していくものである。

【論点】

(1) 見直し規定は必要か。

第一 原因の究明

ー 基本的考え方

(第1段落)

性感染症の発生動向の調査における課題は、病原体に感染していても無症状であることが多く、また、自覚症状があっても医療機関に受診しないこと等があるため、その感染の実態を正確に把握することが困難なことである。さらに、近年、若年層における発生の増加が報告されていることや低用量経口避妊薬の使用等という新たな要素が加わったことから、その発生動向については、引き続き、慎重に把握していく必要がある。このため、法に基づく発生動向の調査を基本としながら、既存の他の調査等を活用するとともに、無症状病原体保有者の存在を考慮し、必要な調査等を追加的に実施し、発生動向を総合的に分析していくことが重要である。

【論点】

- (1) 現行のSTD発生動向調査において、定点の選定に際して均質性・代表性が確保されているか。
- (2) 定点把握の考え方を、①経時的な流行トレンドの監視、②全国的な患者数の推計、 ③国際間での比較が可能な数値を算出、のいずれを主眼とするかを明確にすべき。

(第2段落)

また、国及び都道府県等(都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。) は、個人情報の保護に配慮しつつ、収集された発生動向に関する情報と分析結果につい て、必要とする者に対し、広く公開及び提供を行っていくことが重要である。

【論点】

- (1) 現在の情報還元の体制は十分か。
- (2) 必要とする者に対する情報の公開・提供はどの程度行われているのか。
- (3) 収集された情報と、情報提供内容との関連性は適切か。(個人情報保護と公衆衛生上の必要性を念頭に置く)

二 発生動向の調査の活用

法に基づく発生動向の調査については、引き続き、届出の徹底等その改善及び充実を図り、調査の結果を基本的な情報として活用していくものとする。特に、法第十四条第一項の規定に基づき、特定の医療機関からの届出によって発生の状況を把握することとされている性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖形コンジローム及び淋菌感染症については、当該届出医療機関の設定等の状況を適宜確認して、調査の改善を図り、十万人当たりの患者数のように定量的な評価のできる数値を的確に推計できるよう努めることとする。

【論点】

- (1)「定量的な評価」を求めるのであれば、下記の問題がある。
 - ・ 各都道府県の人口に対して、あるいはその地域に存在する関係医療施設数に対して 設置されている定点の数や割合が均一でない。
 - ・ 泌尿器科皮膚科系の定点と、産婦人科系の定点を概ね同数にするという考え方には 根拠がみられない
 - ・ STD定点に設定している診療科の構成は、各都道府県によって大きく異なる
 - ・ 数千人の患者を報告する大きな施設から、年間1人という小さな施設まで、定点の 規模にばらつきが見られる
- (2) 報告医療機関からの受信内容に偏り(疾患の偏りなど)はないか。

三 発生動向の調査以外の調査等

発生動向の調査以外の調査等として、患者調査等の既存の調査を活用するとともに、 必要に応じて、数年ごとに、地域を限定した全数調査、後天性免疫不全症候群の発生動 向と性感染症の発生動向との比較、発生動向の分析を行うための追加調査等を行い、発 生動向の多面的な把握に役立てていくことが重要である。

【論点】

(1)地域を限定した全数調査は、法律に基づかない任意の調査であるため、都道府県等 における自主的な取組としては推奨できるが、国の事務とするかは疑問あり。

四 発生動向の調査等の結果の公開及び提供の強化

国及び都道府県等は、収集された調査の結果やその分析に関する情報を経年的な変化が分かるような図表に編集する等国民が理解しやすいよう加工した上で、印刷物、インターネット等の多様な媒体を通じて、これを必要とする者に対して、広く公開及び提供を行っていくことが重要である。

【論点】

(1)「多様な媒体」の中に報道機関を加え、積極的にマスコミを使った広報を行うことが必要と考えられる。

第二 発生の予防及びまん延の防止

ー 基本的考え方

(第1段落)

性感染症は、一人一人が注意深く行動することにより、その予防が可能な疾患であり、 国及び都道府県等は、正しい知識の普及啓発を中心とした予防対策を行っていくことが 重要である。特に、性感染症の予防方法としてのコンドームの使用並びに検査や医療の 積極的な受診による早期発見及び早期治療が性感染症の発生の予防及びまん延の防止に 有効であるといった情報、性感染症の発生動向に関する情報等を提供していくことが重 要である。

【論点】

- (1) 学校教育についての記載が不十分ではないか。
- (2) 生命、身体及び性を大切にするという、「道徳教育」の観点からの記載が必要ではないか。

(第2段落)

また、普及啓発は、一人一人が自分の身体を守るために必要とする情報を分かりやすい内容と効果的な媒体により提供することを通じて、各個人の行動を性感染症に罹患する危険性が低いものに変化させることを意図して行うものである必要がある。

【論点】

(1)普及啓発については、小中学校での教育課程において、体得することにより、より 効率的となるのではないか。

(第3段落)

さらに、一般的な普及啓発の実施に加え、若年層を中心とした普及啓発を実施するとともに、実施に当たっては、対象者の実情に応じて、普及啓発の内容や方法に配慮することが重要である。このため、国及び都道府県等は相談や指導の充実を図り、よりきめ細かい普及啓発を実現していくことが必要である。

【論点】

- (1)「よりきめ細かい普及啓発」について、具体的にすべき。
- (2) また、教育現場における「性教育」の必要性と、ピア・エデュケーション(仲間教育)など、発達段階にあわせた適切な内容に関する記載が必要ではないか。
- 二 予防方法としてのコンドームの使用の推奨

(第1段落)

コンドームは、一般的には避妊のためにのみ用いるものと考えられていることが多いが、パートナー(性的接触の相手をいう。以下同じ。)が性感染症に感染しているかどうか分からない場合の性行為においては、双方にとって、極めて有効な、かつ、第一に選択されるべき性感染症の予防方法である。国及び都道府県等は、性感染症に罹患した場合の症状や後遺症、発生動向等の性感染症の危険性についての情報だけではなく、コンドームに係る情報も普及啓発の中軸として提供していくことが重要であり、コンドームの製造業者にも協力を求めるべきである。また、普及啓発の対象者の実情に応じて、コンドームの正しい使用の方法や使用に関するパートナー間の相互理解の必要性等を適切に情報提供していくことが重要である。

- (1) コンドームに関する評価は適切か。
- (2) コンドームに関する普及啓発を「中軸」としていいのか。
- (3) 少し記載を簡潔にすべきではないか。

(第2段落)

なお、普及啓発は、後天性免疫不全症候群対策との連携が有効であり、両者の重複感染の危険性を指摘すること、両者の専門家による手引書を作成すること等を行うことが 重要である。

【論点】

(1) 両者の専門家による手引書はまだ作成されていないのか。

三 検査の推奨と検査機会の提供

(第1段落)

都道府県等は、保健所において検査に係る情報の提供を行い、感染の可能性がある者に対して検査の受診を推奨することが重要である。保健所が自ら検査を実施する場合に 検査の対象とする性感染症とその検査項目を選定するときは、無症状病原体保有者から の感染の危険性、検査の簡便さ等を考慮し、性器クラミジア感染症、梅毒及び淋菌感染 症を中心として、都道府県等の実情に応じて実施するものとする。

【論点】

- (1)「検査の受診の推奨」については、性感染症に対する理解をしていただいた上で行われるものであり、「検査前カウンセリング」の必要性について記載した上で、むやみに検査を推奨するような表現は変更すべきではないか。
- (2) 特定感染症予防対策事業の内容との整合性を採るべきではないか。

(第2段落)

また、都道府県等は、住民に対して保健所における検査の受診を推奨するとともに、 受診しやすい体制を整えることが重要である。また、様々な検査の機会の活用を推奨し ていくことも重要である。なお、検査の結果、受診者のパートナーに感染の可能性があ る場合は、パートナーの検査も推奨し、必要な場合には、医療に結び付け、感染拡大の 防止を図ることも重要である。

【論点】

(1)「検査後カウンセリング」の必要性について言及すべきではないか。

(第3段落)

さらに、国及び都道府県等は、性感染症の検査の実施に関して、学会等が作成した検 査の手引き等を普及していくこととする。

- (1)検査法を行政機関が普及していく必要はあるのか。
- (2)検査の実施にあたり、感染研のマニュアルを活用するのか。

四 対象者の実情に応じた対策

(第1段落)

予防対策を講ずるに当たっては、年齢や性別等の対象者の実情に応じて追加的な配慮 を行っていくことが重要である。

【論点】

(第2段落)

例えば、若年層に対しては、性感染症から自分の身体を守るための情報について、対象者の発育や発達の段階に応じて、同年代の者等の適切な人材の協力を得、又は分かりやすい図表等を用いる等の創意工夫の上で伝達するとともに、インターネット等の媒体を適切に利用することにより、効果的な情報提供を行い、広く理解を得ることが重要である。その際、学校等における教育においては、児童生徒等の性別構成等の実態、地域における保護者の理解や保健所の取組状況等に応じた普及啓発が重要である。このため、教育関係機関等と連携することを通じて、学校等における教育と連動した普及啓発を行うことが重要である。

【論点】

(1)「学校等における教育」の内容について、具体的な記載が必要。

(第3段落)

また、女性は、感染しても無症状の場合が多い一方で、感染すると慢性的な骨盤内感染症の原因となりやすく、次世代への影響があること等の特性があるため、女性に対する普及啓発は、対象者の意向を踏まえるとともに、対象者の実情や年齢に応じた特別な配慮のほか、性感染症を女性の性と生殖に関する健康問題の一つとしてとらえるような配慮を加えることが重要である。

【論点】

- (1)女性だけでなく、男性にも配慮は必要。
- (2) 「次世代への影響があること」を「不妊、先天異常、慢性感染症、急性感染症、発 達異常などの可能性がある」といったような、具体的な表現に変更することはでき ないか。

五 相談指導の充実

保健医療に関する既存の相談の機会を活用するとともに、希望者に対する検査時の相談指導、妊娠等に対する保健医療相談や指導等を行うことが、対象者の実情に応じた対策の観点からも有効である。また、これらに当たっては、後天性免疫不全症候群対策との連携を図ることが重要である。

- (1)相談指導」よりも「カウンセリング」の方が、実態に即した表現となっていないか。
- (2) 行政機関の対応だけではなく、地域の産婦人科、泌尿器科と連携した対応が必要ではないか。

第三 医療の提供

ー 基本的考え方

性感染症は、疾患や病態に応じて適切に処方された治療薬を投与する等の医療が必要な疾患である。医療の提供に当たっては、診断や治療の指針、分かりやすい説明資料等の活用に加えて、個人情報の保護、患者等のパートナーへの医療等の包括的な配慮が必要である。

【論点】

- (1) 第1文は、性感染症に限らず、どの疾患にも当てはまる事項である。
- (2) 小野寺班研究により、性感染症の薬剤耐性菌が増加していることを背景とした説明 が必要。

二 医療関係者への情報の提供の強化

国及び都道府県等は、医師会等の関係団体との連携を図りながら、診断や治療に関する最新の方法に関する情報を迅速に普及させるよう努めることが重要である。

【論点】

(1) 行政機関が普及させる役割を果たすべきか。関係団体の役割ではないのか。

三 学会等の関係団体との連携

学会等の関係団体は、最新の医学的な知見等を盛り込んだ診断や治療の指針、包括的な治療等にとって有効で分かりやすい資料等を作成し、普及させることが重要であり、 国及び都道府県等は、その普及を支援していくことが重要である。

【論点】

- (1)性感染症学会等の最近の動向を踏まえた記載が必要。
- (2) 行政機関の普及を支援していく必要があるのか。

第四 研究開発の推進

ー 基本的考え方

性感染症の拡大を抑制するとともに、より良質かつ適切な医療を提供するためには、 性感染症に関する研究開発の推進が必要である。具体的には、病態の解明に基づく検査 や治療に関する研究、発生動向に関する疫学研究、行動様式に関する社会面と医学面に おける研究等を総合的に推進することが重要である。

- (1) 性感染症に対する研究に関する最近の動向に基づいて、記載を変更すべき。
- (2) 性感染症に対するリスクコミュニケーションに関する研究を推進すべきか。

二 検査や治療等に関する研究開発の推進

性感染症の検査や治療において期待される研究としては、検査機会の拡大のための実用的な検査薬や検査方法の開発、効果的で簡便な治療方法の開発、耐性菌を出現させないような治療薬やその投与方法に関する研究等が考えられる。また、ワクチン開発の研究、予防方法の新たな可能性を視野に入れた研究開発等を推進することも重要である。

【論点】

- (1)性感染症に対する検査薬、治療法に関する最近の知見に基づいて、記載を変更すべき。
- (2) 「耐性菌を出現させないような治療薬」という表現は適切か。医師による処方の適 正化により、耐性菌の出現を予防できるのではないか。
- (3)薬剤耐性菌に対する治療薬の開発も必要。

三 発生動向等に関する疫学研究の推進

国は、対象者別の発生傾向や低用量経口避妊薬の使用による影響の分析等発生動向に 関する各種疫学研究を強化し、今後の予防対策に役立てていくことが重要である。

【論点】

- (1) 低用量経口避妊薬の使用と性感染症との関連を分析することは困難ではないか。
- (2) コンドーム使用を含む性感染症予防策が、蔓延防止に役立っているかどうかの疫学 研究も必要ではないか。

四 社会面と医学面における性の行動様式等に関する研究

国は、社会面と医学面における性の行動様式等に関する研究を後天性免疫不全症候群対策の研究と連携して進めることが重要である。

【論点】

(1)性の行動様式に関する研究は、マスコミでセンセーショナルに取り上げられる事例が多いが、実際の施策に役立っているのか。

五 研究評価等の充実

国は、研究の計画を厳正に評価し、重点的に研究を支援するとともに、研究の成果についても的確に評価した上で、評価の高い研究成果に基づく施策を重点的に進めていくことが必要である。また、研究の結果については、広く一般に提供していくことが重要である。

【論点】

(1) この部分に関する記載は、厚生労働科学研究全体に関連することなので、記載は不要ではないか。

第五 国際的な連携

一 基本的考え方

後天性免疫不全症候群の主要な感染経路が性的接触であることのみならず、性感染症に罹患している者がHIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染しやすいということにかんがみ、予防対策上の観点から性感染症と後天性免疫不全症候群とを併せて取り扱うことが国際的には多いことから、国際的な連携に当たっては、この点を念頭に進めることが重要である。

【論点】

(1) エイズ、結核、マラリア、インフルエンザのように、国際的に、STIが重要な感染症とは位置づけられていないが、この記載で適当か。

二 諸外国との情報交換の推進

国は、政府間、研究者間等における性感染症に関する予防方法や治療方法の開発、疫 学研究や社会面と医学面における研究の成果等についての国際的な情報交換を推進し、 我が国の対策に生かしていくことが重要である。また、性感染症に関連する後天性免疫 不全症候群の研究についても、情報交換に努めていくことが望ましい。

【論点】

(1) 実際に国際的に情報交換している事例はあるのか。

三 国際的な感染拡大抑制への貢献

国は、世界保健機関、国連合同エイズ計画 (UNAIDS) 等の活動への協力を強化することが 重要である。

【論点】

(1) エイズ・結核・マラリア基金に関する記載は必要か。

第六 関係機関等との連携の強化等

ー 関係機関等との連携の強化

性感染症対策は、普及啓発から研究開発まで、様々な関係機関との連携を必要とするものであり、具体的には、厚生労働省、内閣府、文部科学省等における普及啓発の連携、研究成果の情報交換、官民連携による施策の推進等を図るほか、国及び都道府県等と医師会等の関係団体及び後天性免疫不全症候群対策等に関係する各種民間団体との連携等幅広い連携を図ることが重要である。また、保健所の普及啓発の拠点としての機能強化を図るとともに、学校教育と社会教育との連携強化による普及啓発活動の充実を図ることが重要である。

【論点】

(1)保健所の機能強化は、この場所での記載でいいのか。それとも、一項目起こすべきか。

二 本指針の進捗状況の評価及び展開

本指針を有効に機能させるためには、本指針に掲げた取組の進捗状況について専門家の意見を聴きながら評価を行うとともに、必要に応じて、取組の見直しを行うことが重要である。

【論点】

(1) 専門家以外の意見を聞くことも必要ではないか。